

茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。第2第2項において「法」という。）第34条の11の規定に基づき実施する主に就学前の乳幼児とその親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図る場を提供するとともに、保育ボランティアによる育児相談などを行う地域子育て支援拠点（第2において「ひろば型支援拠点」という。）の設置運営事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、もって地域の子育て支援の充実を図ることを目的とする。

（補助対象）

第2 補助の対象となるひろば型支援拠点は、次に掲げる事業のすべてを実施する施設とする。

- (1) 子育て家庭の親とその子ども（おおむね3歳未満の乳幼児及びその保護者をいう。第3項及び第5において「子育て親子」という。）の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (5) 地域の子育て力を高めることを目的とした次のアからエまでに掲げる取組（地域支援）の実施

ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

2 前項各号の事業に加え、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、ひろば型支援拠点施設の開設場所（近隣施設を含む。）を活用し、次に掲げる類型による一時預かり事業又はこれに準じた事業（次項及び第6において「一時預かり事業」という。）を実施する場合は、機能拡充型の施設として補助の対象とする。

- (1) 一般型 法第6条の3第7項の規定により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児をひろば型支援拠点施設の開設場所（近隣施設を含

む。)又は駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業をいう。

(2) 地域密着Ⅱ型(これに類するものを含む。第6第2号において同じ。)法第6条の3第7項の規定に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児をひろば型支援拠点施設の開設場所(近隣施設を含む。)又は駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業をいう。

3 第1項各号及び前項各号の事業に加え、次に掲げる事業を実施する場合は、加算補助の対象とする。

(1) 出張ひろば 地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、次のアからエまでに掲げる要件を満たし、ひろば型支援拠点と同様の事業を実施する事業をいう。

ア 開設日数等については、週1日又は2日かつ1日5時間以上開設すること。

イ ひろば型支援拠点の職員が、必ず1人以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

ウ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。

エ その他事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型支援拠点と同様とする。

(2) 育児参加促進講習休日実施加算 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算の対象とする。

(3) 賃借料加算 賃借物件を活用して、週5日以上、かつ1日6時間以上開設しているひろば型支援拠点を実施する場合に加算の対象とする。

(4) 一時預かり充実事業 一時預かり事業の充実を目的として、次に掲げる要件を満たし、子育て支援員資格の取得支援を行う事業をいう。

ア 保育士又は子育て支援員ではない一時預かり従事者に対して、子育て支援員研修に係る費用を補助すること

イ 子育て支援員研修において受講する専門研修は地域保育コースの「一時預かり事業」又は「地域型保育」であること

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、地域子育て支援拠点(ひろば型)設置運営事業(以下「事業」という。)に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、第2号に掲げる経費は、初年度に限り補助の対象とする。

(1) 運営費(報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他事業の運営に必要な経費をいう。)

(2) 設備費(授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、玩具等の設置費又は購

入費、改修工事費その他の開所準備に要する経費をいう。)

(補助金額)

第4 補助額は、別表に定めるとおりとする。

(実施場所等)

第5 事業の実施場所(以下「ひろば」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 商店街の空き店舗、マンション・アパートの一室など子育て親子が集う場として適した場所であること。
- (2) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (3) おおむね10組以上の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。
- (4) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

2 事業は、1週間に付き3日以上かつ1日5時間以上、ひろばで実施するものとする。

3 ひろばを開設している時間帯においては、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のものを常時2人以上配置するものとする。

(機能拡充型の順守事項)

第6 機能拡充型の施設で実施する一時預かり事業は、第5に規定する要件のほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 一般型の一時預かり事業を実施するときは、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。次号において「規則」という。)第36条の35第1号に規定する設備及び人員に関する基準等を順守すること。
- (2) 地域密着Ⅱ型の一時預かり事業を実施するときは、次に掲げる事項を順守すること。

ア 規則第56条第2項第1号及び第5号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

イ 規則第56条第2項第2号の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行うもの(イにおいて「担当者」という。)を配置することとし、当該担当者の数は2人を下ることはできないこととする。この場合において、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1人以上配置することとし、保育士資格を有していない担当者の配置は、本市が実施する研修を受講し、修了することを要件とする。

ウ 事業を実施するに当たっては、規則第56条第2項第4号の規定に準じ、保育

所保育指針（平成20年厚生労働省告示141号）に定める保育内容を参考とすること。

（補助金の交付申請）

第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) ひろばの平面図
- (4) ひろばの借上げに伴う賃貸借契約書の写し
- (5) 事業に従事する者の名簿
- (6) 地域子育て支援拠点（ひろば型）運営に関する規程及び就業に関する規程（法人にあっては定款）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更の届出）

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほ

か、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後に、概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。ただし、第12ただし書の規定による概算払の請求があったときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

（補助金の精算）

第14 第13ただし書の規定による交付を受けたものは、第11の補助金確定通知書を受けた後、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（交付の条件）

第15 補助金の交付決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業補助により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市長に納付させることがある。
- (5) 事業補助により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業補助に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が終了した年度の

翌年度から５年間保管するとともに、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（立入検査）

第16 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（補助の取消し等）

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）この要綱に違反したとき。
- （2）虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- （3）市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- （4）当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- （5）その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成19年８月９日から実施し、平成19年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施前に改正前の茨木市親子交流の場設置運営事業補助要綱の規定によってした補助金の支出その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月13日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月23日から実施し、平成29年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から実施し、平成30年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月26日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月16日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月5日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月28日から実施し、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、令和4年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月28日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第4関係）

補助対象経費	補助限度額	補助額
運営費	ひろば型支援拠点施設の実施 3日～4日型 年額 4,642,000円 5日型 年額 5,703,000円 6日 年額 7,182,000円 7日型 年額 8,251,000円 地域の子育て力を高める取組（地域支援）の実施 第2第1項第5号アからエまでに掲げる取組のうち1つ以上を実施する場合 年額 1,646,000円 一時預かり事業又はこれに準じた事業を実施する機能拡充型施設の実施 3日～4日型	事業の実施月数に応じて補助限度額を月割りにして算定した額と、総事業費の合計額から参加費等の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

	年額 6,367,000円 5日型 年額 9,077,000円 6日 年額 10,138,000円 7日型 年額 11,207,000円 加算補助の対象となる事業の実施 (1) 出張ひろばの実施 年額 1,682,000円 (2) 育児参加促進講習休日実施加算 年額 443,000円 (3) 賃借料加算 年額 2,500,000円 (4) 一時預かり充実事業 子育て支援員資格を取得した者の数 1名 年額 25,300円 2名以上 年額 50,600円 第3第1号に掲げる運営費のうち、報酬、賃金及び共済費等にあつては、ひろばに従事する者を常勤換算し、一人当たり2,600,000円を補助限度額とする。	
設備費	年額 1,353,000円	補助限度額と実支出額とを比較していずれか少ない方の額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

⑨

自署の場合は押印不要

茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金交付申請書

茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) ひろばの平面図
- (4) ひろばの借上げに伴う賃貸借契約書の写し
- (5) 事業に従事する者の名簿
- (6) 地域子育て支援拠点（ひろば型）運営に関する規程及び就業に関する規程
（法人にあっては定款）
- (7) その他市長が必要と認める書類

茨木市指令 第 号

印

様式第3号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊟

自署の場合は押印不要

茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第 4 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市地域
子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金は、次の条件を付けて変更承認
します。

条 件

1 交 付 決 定 額 円
変 更 増 減 額 円
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 5 号（第10関係）

年 月 日

（報告先） 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

⑩

自署の場合は押印不要

茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書

様式第 6 号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営
事業実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 7 号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

⑩

茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあ
った事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額

様式第 8 号（第14関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

㊞

茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金
精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額（概算額）
- 3 補助金確定額
- 4 精算追加分請求額